

# ショートステイ高原園（介護予防）指定短期入所生活介護 運営規程 【ユニット型（空床型対応）】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人緑会（以下「事業者」という。）が開設する、ショートステイ高原園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「職員」という。）が、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事が出来る様居宅サービス及び介護予防サービスを提供する事を目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の運営方針）

第3条 事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者が出来る事は要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービスの提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ高原園
- (2) 所在地 群馬県太田市龍舞町410番地2

(利用定員)

第6条 特別養護老人ホーム高原園の入居定員100名以内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、特別養護老人ホーム高原園に勤務する従業者の配置によるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入居することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を

行うものとする。

- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入居することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めると共に、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いをうけるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払を受ける事が出来る。
  - (1) 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
  - (2) 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
  - (3) 理美容代として、実費。
  - (4) 指定短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
    - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用の実費。
    - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用の実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、太田市及び大泉町、邑楽町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者は、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(5) 利用者が、外出する時は、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(6) 利用者の所持金その他の貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申し出により、管理者が責任を持って管理する事が出来る。

2 前項第6号の規定により、管理者が利用者の所持金その他貴重品を保管する事となった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に、利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態等が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はまん延の防止をする為に、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第17条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携)

第19条 事業者、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行之、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第20条 事業者は、全ての職員に対し、質的向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修の他に、研修を実施する事が出来る。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録

- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

平成30年4月1日改定。

平成31年2月1日改定。

令和1年10月1日改定。

令和3年4月1日改定。

## 別紙

## ① 空床型ユニット型短期入所生活介護サービス費・加算

	サービス内容略称	単位(1日あたり)	備考
基本	要支援1	512	空床型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要支援2	636	空床型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要介護1	696	空床型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要介護2	764	空床型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要介護3	838	併空床型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要介護4	908	空床型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
	要介護5	976	空床型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)、1日あたり
加算	若年性認知症利用者受け入れ加算	120	若年性認知症の方を受け入れ、個別の担当者を定め当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
	療養食加算	8/回	厚生労働大臣が定める療養食を提供、1食を1回
	送迎加算	184/回	送迎を行う場合(片道)
	サービス提供体制加算Ⅲ	6	介護職員総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上
	サービス提供体制加算Ⅲ	6	入居者に直接提供する職員の総数の内、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上

	看護体制加算(Ⅰ)	4	常勤の看護職員を1名以上
	看護体制加算(Ⅱ)	8	基準より看護師を1名以上配置
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている
	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000	令和3年9月30日まで
	緊急短期入所受入加算	90	緊急利用者を受け入れた時
	機能訓練体制加算	12	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		合計単位数×8.3%
加算	特定処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×2.7%	介護職員処遇改善加算を除く合計単位数
	地域加算(太田市)7級地		1単位数あたり10.17円
	地域加算(太田市)7級地		1単位数あたり10.17円

## ②食費及び居住費

### ア、介護保険負担限度額認定者以外の食費(7月31日まで)・居住費

料金の種類	日額
食事の提供に要する費用	1,392円(朝食272円、昼食656円、夕食464円)
居住に要する費用	2,006円

### イ、介護保険負担限度額認定者の食費(7月31日まで)・居住費

料金の種類	日 額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円
	第2段階認定者	390円
	第3段階認定者	650円
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	820円
	第2段階認定者	820円
	第3段階認定者	1,310円

### ウ、食費(8月1日～)

料金の種類	日額
第1段階認定者 老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	300円
第2段階認定者 年金収入等80万円以下	600円
第3段階認定者① 年金収入等80万円超120万円以下	1,000円
第3段階認定者② 年金収入等120万円超	1,300円
負担限度額認定者以外	1,445円



